

給水装置工事の指定給水装置工事業者の指定の失効

水道法(昭和32年法律第177号)第25条の3第2項の規定により、次の指定給水装置工事業者の指定が失効したので、千葉県企業局指定給水装置工事業者規程第4条第3号の規定により公示する。

公示日: 令和7年8月20日

指定番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び所在地		失効年月日
				名称	所在地	
第2168号	ヒロミコーポレーション	埼玉県さいたま市桜区大字塚本140番地11	石井 初恵	ヒロミコーポレーション	埼玉県さいたま市桜区大字塚本140番地11	令和7年 7月14日